

あなたを守る法律があります

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

※事実婚や、生活の本拠を共にする交際相手にも準用されます。



支援の流れ

配偶者から暴力を受けた

相談したい

加害者がいないところに逃れたい

加害者を引き離してほしい

身体的な暴力、生命等に対する脅迫

警察

市民相談所
(婦人相談員)

山口県男女共同参画相談センター

保護命令の申し立て

地方裁判所

加害者に指導警告等

被害者を一時保護

加害者に保護命令発令

相談窓口 緊急時は110番へ！

相談無料

秘密厳守

匿名相談可

下関市 婦人相談窓口

☎083-231-1156

月曜日～金曜日(市役所開庁日) 9時～16時

山口県男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター) ☎083-901-1122
DVホットライン(緊急用) ☎0120-238122

【電話相談】 月曜日～金曜日 8時30分～22時
土曜日・日曜日 9時～18時

【面接相談】 ※事前にお電話でご予約ください。
月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

【専門相談】 ※事前にお電話でご予約ください。
弁護士による法律相談、医師による健康に関する相談、心理の専門家によるこころの相談
※実施日時等はお問い合わせください。

24時間対応

レディースサポート110(山口県警察)

固定電話 ☎0120-378387

携帯電話 ☎083-932-7830

やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお

☎083-902-0889



#8008 DV相談ナビ

#8891 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

一時保護 安全な場所へ一時的に保護します。

保護命令 更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所から保護命令が出されます。

- ・接近禁止命令…被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかすことを禁止。
- ・退去命令…加害者を住居から退去させる命令。

発行/下関市市民部人権・男女共同参画課

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL 083-231-7513 FAX 083-231-1437

E-mail smjinken@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

ひとりでも
悩まないで

配偶者やパートナー・恋人からの
暴力に悩んでいませんか？

誰もが暴力を受けなくて
安全に暮らす権利があります。
まずはご相談ください。



DVってなに？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナーなどの親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力には身体的なものほか、さまざまな形の暴力があり、それらが複雑に絡み合っています。

身体的暴力

- なぐる
- ける
- 髪を引っばる
- 物を投げつける
- 刃物を突きつける

精神的暴力

- 無視する
- 馬鹿にする
- 大声で怒鳴る
- 大切にしている物を壊す
- 「別れるなら自殺する」などと言っておどす

性的暴力

- 避妊に協力しない
- 性的行為を強要する
- 無理やりポルノを見せる

経済的暴力

- 働かせない
- 生活費を渡さない
- 貸したお金を返さない
- 常にデート代を支払わせる
- お金の使い道を細かくチェックする

社会的暴力

- アドレスを勝手に削除する
- 家族や友人とのつきあいを制限する
- 電話やメールを細かくチェックする

子どもを巻き込んだ暴力

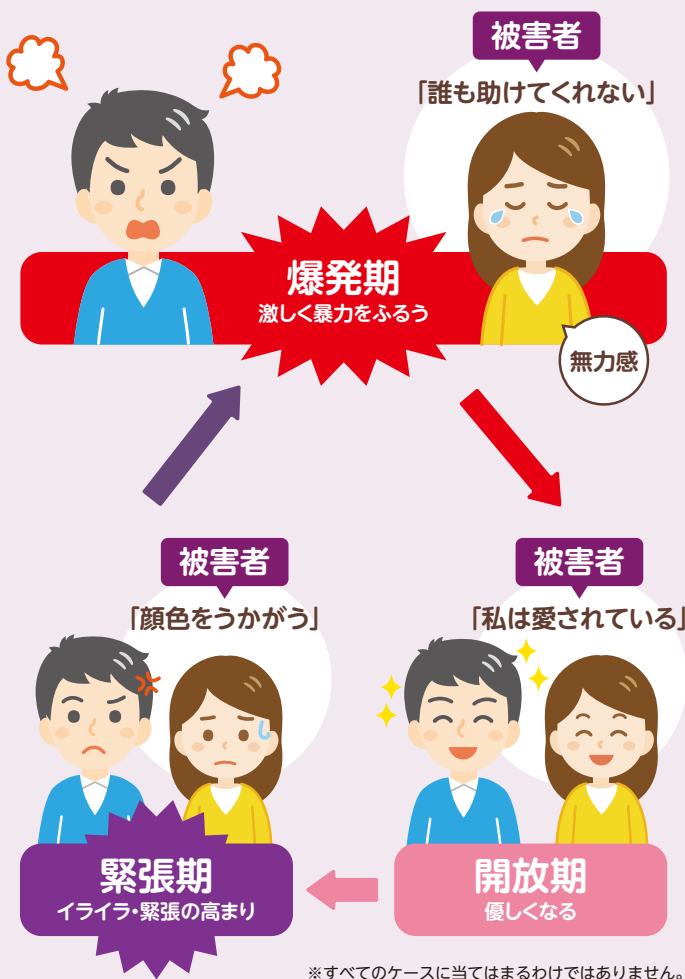
- 子どもの前で暴力をふるう
- 子どもを危険な目にあわせる
- 子どもに危険を加えるとっておどす

デートDVについて

交際している相手からうける暴力のことを「デートDV」と呼びます。デートDVは、**中高生や大学生などの間でも起こります。**

くりかえされるDV

加害者は暴力をふるったあとに、一転して反省し、別人のように優しくなったりします。このため、被害者は「もう暴力はふるってこないだろう」などと考えがちです。しかし、暴力は繰り返され、次第にエスカレートしていく傾向があります。



※すべてのケースに当てはまるわけではありません。

子どもへの影響について

子どもの目の前でされるDVも「児童虐待(心理的虐待)」です。子どもが直接暴力を受けたり、両親の暴力を目撃することで、子どもの心身には様々な症状が現れることがあります。

DVについてよくある質問

Q1 被害者はなぜ逃げないの？

A1 「逃げない」「逃げられない」の背景には、さまざまな問題があります。暴力を受け続けることで、身も心も傷つき、逃げる気力も体力もなくなってしまいます。また、経済的な問題や家族のことが心配だったり、逃げるともっとひどい目に遭うかも考えるなど、たくさんの理由があります。

Q1 暴力をふるう人は特別な人？

A1 暴力をふるう人に、年齢・学歴・職業などの一定のタイプはありません。職場や地域では穏やかにふるまっても、家庭では一変して暴力をふるう人もいます。

Q1 ただのケンカでしょう？

A1 DVの場合、どちらかが一方的に暴力を加え、ふたりの間には支配する・支配される関係があります。お互いが対等に意見を主張できるのがケンカであり、DVとケンカには明確な違いがあります。

Q1 被害者にも原因があるのでは？

A1 暴力をふるう人は「お前が怒らせたから」「自分こそが被害者」などとさまざまな理由をあげますが、どんな理由でも暴力は許されません。被害を受けた方が責任を感じる必要はありません。

あなたが相談されたら…

批判せずにじっくりと話を聞きましょう。話を受け止め、「あなたは悪くない」と伝えてください。

聞いた話を他の人に言わないでください。

check 相談機関(裏面)を勧めてみましょう。